

投資信託積立取引取扱規定・新旧対照表

(下線が改定部分)

旧	新
<p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条（払込方法の指定） (1) お客様は、指定投資信託の買付けに必要な金銭の<u>払込み方法</u>を、次の各号のいずれかにより、指定するものとします。</p> <p>第4条～第14条 略</p> <p style="text-align: right;">(2022年2月25日)</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条（払込方法の指定） (1) お客様は、指定投資信託の買付けに必要な金銭の<u>払込方法</u>を、次の各号のいずれかにより、指定するものとします。<u>ただし、選定投資信託により指定可能な払込方法が異なります。詳細はウェブサイト等でお知らせします。</u></p> <p>第4条～第14条 略</p> <p style="text-align: right;">(2023年3月1日)</p>